

令和 8 年度(2026 年度) 川崎市健康安全研究所 理化学検査情報 Vol.2

目 次

○食品担当

- 1 食品添加物検査結果（令和 8 年 4 月～令和 8 年 6 月） 1

○水質・環境担当

- 2 水質検査結果（令和 8 年 4 月～令和 8 年 6 月） 4

- 3 食品規格基準検査結果（令和 8 年 6 月） 6

○残留農薬・放射能担当

- 4 残留農薬検査結果（令和 8 年 4 月～令和 8 年 6 月） 7

- 5 動物用医薬品検査結果（令和 8 年 4 月～令和 8 年 6 月） 9

（発行：令和 8 年 8 月 13 日）

1 食品添加物検査結果（令和8年4月～令和8年6月）（食品担当）

(1) 概要

川崎市内の店舗で販売されている食品について、次のような観点で検査しています。

ア 使用が認められていない食品添加物（指定外添加物）が使用されていないか

イ 食品添加物が使用基準に基づいて正しく使用されているか

ウ 食品表示どおりに食品添加物が正しく使用されているか

<参考リンク>

川崎市健康安全研究所ホームページ「食品添加物検査」

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000051091.html>

(2) 根拠法令等

食品衛生法、食品表示法、川崎市食品衛生監視指導計画

<参考リンク>

川崎市ホームページ「監視指導計画及び実施結果について」

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000075711.html>

(3) 検査依頼元

川崎市保健所

(4) 検査結果

今回は、食品 15 検体、延べ 45 項目の検査を実施しました。

2 検体 2 項目で食品表示と異なる結果となりました(表 1 ※4)。

そのほかの検体においては、検査対象項目について、食品添加物の表示及び使用基準ともに適切に遵守されていました。

表 1 食品添加物検査結果（令和8年4月～令和8年6月）

食品の種類	検体品目	検査項目 ※1	食品表示 ※2	検査結果	使用量等の最大限度 ※3	添加物分類
魚介類加工品	冷凍魚団子	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料
		tert-ブチルヒドロキノン	-	不検出		酸化防止剤(指定外)
		サイクラミン酸	-	不検出		甘味料(指定外)
氷菓	ラズベリーソルベ	サイクラミン酸	-	不検出		甘味料(指定外)
野菜果実類及びその加工品	オレンジ	オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム	無	不検出		防かび剤
		ジフェニル	無	不検出		防かび剤
		チアベンダゾール	有	0.004g/kg	0.010g/kg	防かび剤
		イマザリル	有	0.0027g/kg	0.0050g/kg	防かび剤
	レモン	オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム	無	不検出		防かび剤
		ジフェニル	無	不検出		防かび剤
		チアベンダゾール	有	不検出 ※4	0.010g/kg	防かび剤
		イマザリル	有	0.0015g/kg	0.0050g/kg	防かび剤
	グレープフルーツ	オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム	無	不検出		防かび剤
		ジフェニル	無	不検出		防かび剤
		チアベンダゾール	有	0.004g/kg	0.010g/kg	防かび剤
		イマザリル	有	不検出 ※4	0.0050g/kg	防かび剤

表 1 食品添加物検査結果（令和 8 年 4 月～令和 8 年 6 月）

食品の種類	検体品目	検査項目 ※1	食品表示 ※2	検査結果	使用量等の最大限度 ※3	添加物分類
野菜果実類及びその加工品	バナナ①	オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム	無	不検出		防かび剤
		ジフェニル	無	不検出		防かび剤
		チアベンダゾール	無	不検出		防かび剤
		イマザリル	無	不検出		防かび剤
	バナナ②	チアベンダゾール	無	不検出		防かび剤
		イマザリル	無	不検出		防かび剤
	冷凍カリフラワー	亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤
		サイクラミン酸	－	不検出		甘味料（指定外）
	冷凍いんげん	亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤
		サイクラミン酸	－	不検出		甘味料（指定外）
菓子類	冷凍枝豆	亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤
	冷凍胡麻団子	サイクラミン酸	－	不検出		甘味料（指定外）
清涼飲料水	パッションフルーツジュース	安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料
		亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤
		サッカリン及びその塩類	無	不検出		甘味料
		アセスルファムカリウム	無	不検出		甘味料
		サイクラミン酸	－	不検出		甘味料（指定外）
粉末清涼飲料	粉末コーヒー	安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料
		キノリンイエロー	－	不検出		着色料（指定外）
酒精飲料	韓国焼酎	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料
		亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤
		サッカリン及びその塩類	無	不検出		甘味料
		サイクラミン酸	－	不検出		甘味料（指定外）
	赤ワイン	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料
		許可酸性タール色素	無	不検出		着色料
		亜硫酸塩類	有	0.064g/kg	0.35g/kg	漂白剤・酸化防止剤
		サッカリン及びその塩類	無	不検出		甘味料
		サイクラミン酸	－	不検出		甘味料（指定外）

※ 1 検査項目

検査項目となる食品添加物は、川崎市食品衛生監視指導計画に基づいて保健所が選定しています。

＜参考リンク＞

消費者庁ホームページ「食品表示法等（法令及び一元化情報）」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

⇒食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）別添 添加物関係

※ 2 食品表示

「有」は、検査項目の食品添加物が使用されており、その旨が食品表示（店頭表示等を含む）に記載されていることを示します。

「無」は、食品表示（店頭表示等を含む）において、検査項目の食品添加物の表示がないことを示します。

なお、検査項目の食品添加物が日本で使用を認められていない場合は、「－」で示しています。

※ 3 使用量等の最大限度

食品添加物には、食品衛生法に基づき、使用基準（使用量等の最大限度や対象食品など）が定められているものがあり、その範囲内での使用が認められています。※ 2 の食品表示が「有」の検体については、当該検体品目における使用量等の最大限度を示しています。

＜参考リンク＞

消費者庁ホームページ「食品添加物の安全性の確保」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives/assets/standards_cms102_260303_01.pdf

(公財) 日本食品化学研究振興財団ホームページ「添加物使用基準リスト」

<http://www.ffcr.or.jp/tenka/list/post-17.html>

※ 4 防かび剤

防かび剤の使用表示がある食品について検査を実施した結果、表示されている防かび剤が検出されない検体が確認されました。原因としては、防かび剤が使用されていたものの、経時的な分解や減少により、検出可能な濃度を下回った可能性等が考えられます。なお、本件については表示違反が疑われることから、保健所から輸入者の所在する自治体に対して情報提供が行われました。

2 水質検査結果（令和8年4月～令和8年6月）（水質・環境担当）

(1) 概要

川崎市では、市民の日常生活に密着した環境衛生及び水道衛生関係施設に対し、法令及び年間の監視指導計画に基づき立入検査を行っており、健康安全研究所においては、関係法令の規定に基づき各種水質検査を実施しています。

(2) 根拠法令等

ア 受水槽水

「水道法」

「水質基準に関する省令」

「川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例・同施行規則」

イ 浴槽水

「公衆浴場法」

「川崎市公衆浴場法施行条例」

「旅館業法」

「川崎市旅館業法施行条例」

ウ プール水

「神奈川県海水浴場等に関する条例」

「遊泳用プールの衛生基準について」

「プール付帯施設における衛生管理ガイドライン」

(3) 検査結果

令和8年4月～令和8年6月の検体数は8件で検査項目数は14項目でした。検査結果については表2-1～表2-2のとおりです。

表 2-1 水質検査結果（令和 8 年 4 月～令和 8 年 6 月）

種類	検体数	検査項目		
		濁度	有機物 (全有機炭素の量)	過マンガン 酸カリウム 消費量
基準値		2度以下 又は 5度以下 ※1	3mg/L以下 又は 8mg/L以下 ※2	25mg/L以下 又は 12mg/L以下 ※3
浴槽水	3	3	3	－
基準超過	0	0	0	－
プール水	3	3	－	3
基準超過	0	0	－	0
計	6	6	3	3

※1 濁度はプール水に対して2度以下、浴槽水に対しては5度以下が基準となります。

※2 有機物（全有機炭素の量）は浴槽水に対しては8mg/L以下が基準となります。

※3 過マンガン酸カリウム消費量は浴槽水に対して25mg/L以下、プール水に対して12mg/L以下が基準となります。

表中、上段は検査数、下段は基準超過数、「－」は検査対象外の項目を示します。

表 2-2 水質検査結果 P F O S 及び P F O A（令和 8 年 5 月）

種類	検体数	検査項目
		P F O S 及び P F O A
基準値		P F O S 及び P F O A の合算値で 0.00005mg/L 以下
小規模水道水	2	2
基準超過	0	0

(4) 解説

【検査項目について】

ア P F O S 及び P F O A

P F A S（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）は、有機フッ素化合物の一種であり、1万種類以上の物質が存在するとされています。その中でも P F O S（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び P F O A（ペルフルオロオクタン酸）は、撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の特性を有することから、半導体用反射防止剤、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤及び界面活性剤等の幅広い用途で使用されてきました。一方、これらの物質は、難分解性、高蓄積性及び長距離移動性という性質も有することから、国際的な規制の対象となっており、我が国においても製造・輸入等は原則禁止されています。また、P F O S 及び P F O A は令和 8 年 4 月から水道水質基準項目に位置付けられ、水道水中の P F O S 及び P F O A の合算値について、0.00005mg/L 以下の基準値が定められました。

3 食品規格基準検査結果（令和 8 年 6 月）（水質・環境担当）

(1) 概要

健康福祉局や各保健所支所に所属する食品衛生監視員が収去した、市内で販売されている食品等について、食品衛生法に基づき重金属等の検査を実施しています。

(2) 根拠法令等

「食品衛生法」

「川崎市食品衛生監視指導計画」

(3) 検査結果

令和 8 年 6 月の検査結果は次の表 3 のとおりです。

清涼飲料水及び粉末清涼飲料等計 5 検体について検査を実施し、全ての項目について基準に適合しました。

表 3 食品規格基準検査結果（令和 8 年 6 月）

種類	検体数	検査項目			
		混濁	沈殿又は 固形の異物	ヒ素	鉛
基準		混濁したもので あってはならない	沈殿物又は固形の 異物のあるもので あってはならない	検出しては ならない	検出しては ならない
清涼飲料水・ 粉末清涼飲料等	5	5	5	4	4
基準不適合	0	0	0	0	0

4 残留農薬検査結果（令和8年4月～令和8年6月）（残留農薬・放射能担当）

令和8年4月～令和8年6月は、市内流通食品のバナナ（2件）、グレープフルーツ（1件）、鶏肉（もも肉）（2件）の計5検体の残留農薬検査を実施しました。

結果については、バナナ1件、グレープフルーツ1件で農薬を検出しました。検出農薬名、検出値等については表4のとおりで、基準値を超えるものではありませんでした。

表4 残留農薬検査結果（令和8年4月～令和8年6月）

農産物、畜産物	産地	検査項目数	検出農薬名	検出値(ppm)	基準値(ppm)
バナナ	フィリピン	50	ビフェントリン ブプロフェジン	0.015 0.009	0.1 0.3
バナナ	ベトナム	50	－	－	－
グレープフルーツ	アメリカ	50	フェンプロパトリン	0.018	5
鶏肉（もも肉）	ブラジル	11	－	－	－
鶏肉（もも肉）	ブラジル	11	－	－	－

<検出された農薬について>

※1 ビフェントリン

ビフェントリンは、殺虫剤として使用される農薬です。適用農作物には、麦、果樹、野菜、いも類、豆類などがあります。

この農薬はカメムシ、アブラムシなどの害虫に効果があり、虫の神経のはたらきを乱して正常に動けなくすることで駆除するという特徴があります。

詳細については参考リンクをご覧ください。

<参考リンク>

消費者庁ホームページ 「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会報告

農薬「ビフェントリン」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/positive_list/meeting_report/assets/001104303.pdf

※2 ブプロフェジン

ブプロフェジンは殺虫剤として使用される農薬です。適用作物は稲、麦、野菜、果樹などがあります。

この農薬はカメムシ、アブラムシなどの害虫に効果があり、幼虫時の脱皮を阻害して正常な成長を妨げることで駆除するという特徴があります。

詳細については参考リンクをご覧ください。

<参考リンク>

消費者庁ホームページ 「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」
薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会報告
農薬「ブプロフェジン」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/positive_list/meeting_report/assets/001157949.pdf

※3 フェンプロパトリン

フェンプロパトリンは殺虫剤として使用される農薬です。適用農作物には、茶、果樹、野菜などがあります。

アブラムシ、ハダニ等などの害虫に効果があり、虫の神経のはたらきを乱して正常に動けなくすることで駆除するという特徴があります。

詳細については参考リンクをご覧ください。

<参考リンク>

消費者庁ホームページ 「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」
薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会報告
農薬「フェンプロパトリン」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/positive_list/meeting_report/assets/000742120.pdf

5 動物用医薬品検査結果（令和８年４月～令和８年６月）（残留農薬・放射能担当）

令和８年４月～令和８年６月は、市内流通食品の鶏肉（６件）、えび（１件）、サーモン（１件）鶏卵（５件）の計１３検体の動物用医薬品検査を実施しました。

結果については、検査を実施した動物用医薬品に関して、すべての検体で不検出でした。

表５ 動物用医薬品検査結果（令和８年４月～令和８年６月）

畜水産物	産地	検査 項目数	検出医薬品名	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)
鶏肉(むね肉)	青森県	18	－	－	－
鶏肉(もも肉)	青森県	18	－	－	－
鶏肉(もも肉)	岩手県	18	－	－	－
鶏肉(むね肉)	岩手県	18	－	－	－
鶏肉(もも肉)	ブラジル	18	－	－	－
鶏肉(もも肉)	ブラジル	18	－	－	－
えび	インド	13	－	－	－
サーモン	チリ	12	－	－	－
鶏卵(白玉)	千葉県	17	－	－	－
鶏卵(赤玉)	福島県	17	－	－	－
鶏卵(白玉)	岩手県	17	－	－	－
鶏卵(赤玉)	岩手県	17	－	－	－
鶏卵(白玉)	青森県	17	－	－	－